

2020年7月10日
大樹生命保険株式会社

ディスクロージャー資料（統合報告書） 縦覧開始の延期について

大樹生命保険株式会社は、保険業法施行規則第59条の4第1項の規定に基づき、保険業法第111条第1項及び第2項の規定により作成したディスクロージャー資料(以下、「統合報告書」)を、事業年度経過後4月以内(7月末迄)に縦覧を開始することが求められております。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、上記期間までに統合報告書の縦覧を開始することが困難となりましたため、保険業法施行規則第59条の4第2項に基づき、統合報告書の縦覧の開始を9月末に延期いたします。

以上

<本件に関するお問い合わせ先>
大樹生命保険株式会社
企画部 広報グループ
電話：03-6831-8051